

公 示 日 : 2022 年 12 月 14 日 (水)

調達管理番号 : 22a00789

国 名 : サモア

担 当 部 署 : 地球環境部 環境管理グループ第一チーム

調 達 件 名 : サモア国太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決
策の活用に関する能力向上プロジェクト詳細計画策定調査 (気候変
動対策プラットフォーム機能強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 気候変動対策プラットフォーム機能強化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 1 月下旬から 2023 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.53、国内 0.50、合計 1.03
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
6 日	16 日	4 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 1 月 5 日 (木) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022
年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争
手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザル

は評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年1月17日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	気候変動対策プラットフォーム機能強化
対象国及び類似地域	東南アジア・大洋州地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

気候変動に伴う海面上昇・自然災害等に対して極めて脆弱である大洋州地域の島嶼国は、今後も気候変動に起因する災害の甚大化・頻発化が懸念されるなか、気候変動への適応力は低くリスクも多岐に渡っている。そのため、強靱性・防災に着目した適応計画の見直しに必要な気候変動予測・影響評価、緑の気候基金をはじめとする気候変動資金へのアクセスなどの能力強化が必要となっている。

上記状況より、太平洋地域環境計画事務局と協力し、気候変動研修の拠点機能を構築するべく、我が国に無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」が要請、実施され、2019年9月に開所した。現在は、技術協力プロジェクト サモア国「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェク

ト」(2019年7月～2023年1月終了予定)を実施中である。これは、大洋州諸国の気候変動分野関係省庁・機関を主な対象者として研修を通じた能力強化を行うものであり、12回の研修コースを実施した。

このような背景のもと、上記技術協力プロジェクトの後継案件として、現行案件の成果を継承し、大洋州地域の気候変動分野における太平洋気候変動センターのプラットフォーム機能強化を目的として、本案件が我が国に要請された。

本詳細計画策定調査は、サモア国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、同国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結および事業事前評価を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2023年1月下旬～2023年2月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関(ニュージーランド、オーストラリア、アイルランド、米国、ドイツ、英国、カナダ、国連環境計画、ADB、EUなど)のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② サモア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2023年2月中旬～2023年2月下旬)

- ① JICAサモア支所等との打合せに参加する。
- ② サモア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、プロジェクト活動として想定される以下を行うために必要な情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。

- ア 太平洋気候変動センターで実施されている既存の研修プログラムについて、今後、優先順位付けし、更新、改定する。
 - イ 太平洋気候変動センターで、官民連携、民間イニシアチブ促進などをテーマとする新規の研修プログラムを実施する。
 - ウ 大洋州地域における気候変動対策の促進に資する新たな知見・取り組み・技術の事例等を情報収集し、情報発信、議論の場を提供する。
 - エ 気候変動対策に係る具体的な案件形成に資するべく、修了研修員等のメンタリングサービス、案件の具体化に向けたフォローアップ支援を行う。
 - オ 大洋州地域における気候変動対策の促進に資する知識・情報コンテンツ整備、人材データベース整備を行う。
 - カ 大洋州地域における気候変動対策に係る情報発信、セミナー開催等を行う。
 - キ ドナーとの連携を強化する。
- ④ 協力内容・プロジェクト活動計画立案に係る協議に参加し、技術的観点からの助言等を行う。
 - ⑤ 当分野に係るPDM案、PO案、M/M案の作成に協力する。
 - ⑥ 担当分野に係る調査結果をJICAサモア支所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023年2月下旬～2023年3月上旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② PDM案、PO案、R/D(Record of Discussions)案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年3月6日(月)までに提出。

次の①及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本→オークランド→アピア→オークランド→シンガポール→日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2023 年 2 月 11 日～2023 年 2 月 26 日（本邦発着日）を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 気候変動対策協力（JICA）
 - エ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）
 - オ) 気候変動対策プラットフォーム機能強化（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA サモア支所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。
 - エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部環境管理グループ第一チーム (gegem@jica.go.jp) から共有しますので、ご連絡ください。

・要請書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA サモア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上